

東京都 環境局 都市地球環境部 計画調整課 御中

社団法人 情報サービス産業協会
企画委員会環境部会

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に基づく新たな制度の重要事項に関する意見の提出」に係る基本的な認識について

情報サービス事業者のデータセンタービジネスについて -

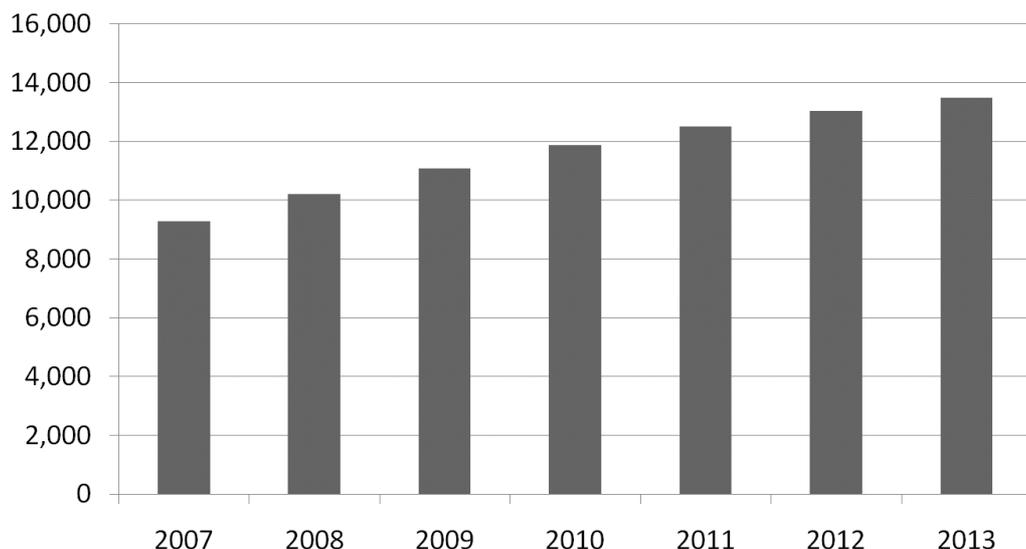
現在、情報化の進展による経済のグローバル化を反映し、製造業等を中心に日本企業のグローバル化も急速に進展し、国際標準準拠の経営が求められるようになってきている。加えて、競争力強化の観点から、早急な新規ビジネスの立ち上げに伴う情報システムの構築、既存ビジネスの統廃合等による柔軟な情報処理リソースの加減、アウトソーシングによる運用・保守に係る負担の軽減等も企業経営の課題となっている。

このような環境変化の中では、情報システムについても、個別のシステムを「作る」から国際標準に基づいた製品やサービスを「利用する」方向へ変化している。

産業・社会の情報インフラを担う情報サービス産業は、ユーザ企業(以下、ユーザ)の情報システムをデータセンターで効率的に運用するとともに、IT を活用し事務作業の効率化を図っている。こうした企業活動の効率化を実現するビジネスを展開する中で、我が国産業全体のエネルギー消費量削減に対し、一定の貢献を果たしている。

特に、このような「作る」から「利用する」というユーザのIT利活用ニーズに応え、信頼性の高いサービスを提供するとともに、情報システムの効率的な運用をデータセンタービジネスを通じて実現している。

(単位:億円)



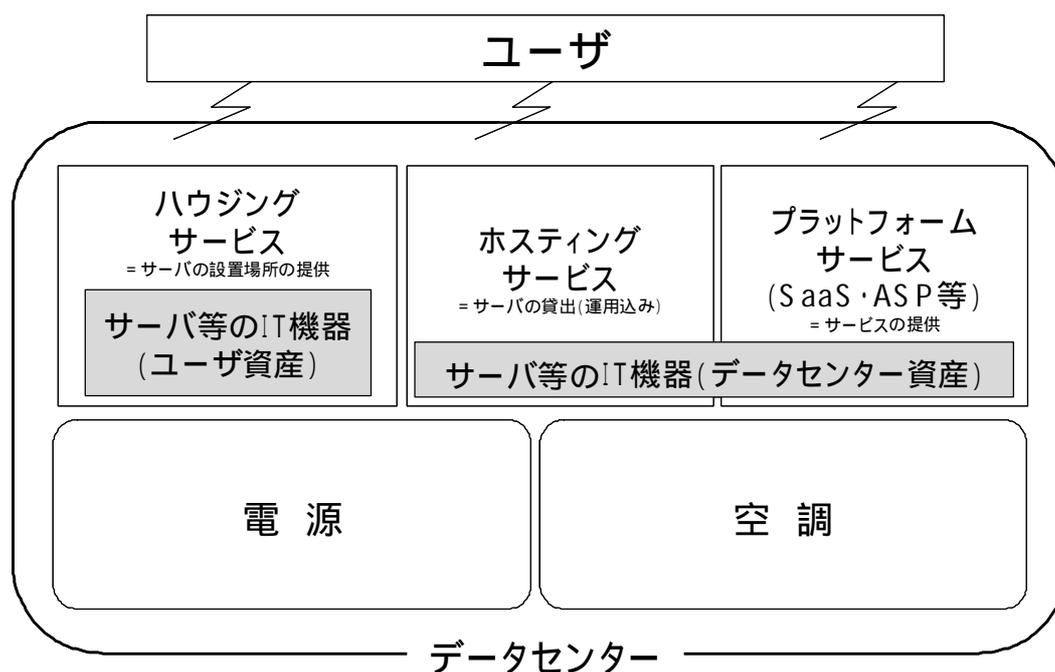
出典:(株)野村総合研究所

図表1 データセンター国内市場規模予測

一方、最近のサーバの小型化、ブレードサーバの普及等により、単位面積当たりのエネルギー消費量は増加し、その発熱量を抑える空調設備についても省エネ型の導入を進めてはいるものの、データセンターとしてのエネルギー消費量は増加傾向にある。

また、ユーザのハウジングサービスの利用、あるいは自社の設備をホスティングサービスやプラットフォームサービスに置き換える場合にもユーザのエネルギー消費量は削減され、データセンターのエネルギー消費量は増加することとなる。

さらに、データセンターのハウジングサービスについては、サーバ等の資産がユーザ資産であるため、情報サービス事業者が預かる IT 機器の省エネ対策を独自に実施することはできないといった問題もある。



図表2 データセンターが提供するサービス

以上から、エネルギー消費量の把握にあたっては、ユーザと一体でエネルギー増減量を把握する枠組みの整備が重要と考える。

情報サービス産業のデータセンターは、わが国産業の情報インフラの効率的な運用を担うとともに、日本全体のエネルギー削減にも貢献していることを踏まえ、データセンター等におけるエネルギー消費実態に即した CO2 削減の責任範囲の整理や情報サービス事業者の努力が適切に評価される枠組みとなるよう、事業特性を踏まえた制度運用を業界として強く求めるものである。

以上

「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正に基づく新たな制度の重要事項」に対する意見募集について

意見提出シート (E-mail用)

送付先	東京都 環境局 都市地球環境部 計画調整課 E-mail:keikakusho@kankyo.metro.tokyo.jp
-----	--

お寄せいただいたご意見は、氏名や連絡先などを除き、公表する場合があります。

氏名	事務担当 田原幸朗	
職業 (所属団体名)	社団法人 情報サービス産業協会 企画委員会環境部会	
連絡先	電話	03-5500-2610
	E-mail	

意見	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	6
<p>ユーザが個々に専用設備で保有するサーバ等の情報システム機器については、データセンター事業者の各種サービスを利用することにより、エネルギー利用効率が高まり、日本全体のエネルギー削減に寄与することとなる。「ビルオーナーとテナント事業者の責務」の関係整理の通り、ユーザがハウジングサービス等を利用する場合のエネルギー削減量について、データセンター側で控除できるよう、制度を整備すべきである(添付資料参照)。 また、運用時の混乱を避けるためにも、事業者を特定できるよう、一定のCO2排出割合を基準値として明示すべきである。</p>				

意見	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	9
<p>再生可能エネルギーの利用促進は、日本のエネルギー関連施策の中でも重要テーマの1つであり、東京都が率先して取り組むべきである。そのためにも2倍以上の大幅な換算率にすべきである。</p>				

意見	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	15
<p>データセンターは産業・社会の情報化を担う基幹施設であることから、新たな区分を設ける必要があると考える。少なくとも、その特性に配慮し、区分 に含めるべきである(添付資料参照)。</p>				

意見	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	17
<p>基準排出量の10%以上とする点は、排出量削減に取り組む企業にとって、不連続、不公平となる虞がある。特にデータセンターの場合には、10%未満であっても連続的に基準排出量を変更できるよう適用率を見直すべきである。</p>				

意見	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	18
過去の排出状況から算定される指標については、グリーンIT推進協議会、日本データセンター協会等の関連諸団体とも連携し、データセンターの取扱いについて基準を明確にすべきである。				

意見	制度	第1 総量削減義務と排出量取引制度	事項番号	19
トップレベル事業所の認定については、グリーンIT推進協議会、日本データセンター協会等の関連諸団体とも連携し、データセンターの取扱いについて認定基準を明確にすべきである。				